

令和元年12月18日付課法2-33ほか2課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

## 第1 法人税基本通達関係

### 分配時調整外国税相当額の控除制度（新設）

平成30年度税制改正において、内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、分配時調整外国税（外国の法令により課される所得税に相当する税のうち一定のものをいいます。）の額で所得税法の規定によりその収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうちその内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額に相当する金額（分配時調整外国税相当額）につきその元本の所有期間に応じた一定の方法等により計算される金額を、その事業年度の所得に対する法人税の額から控除する制度が創設されました。

なお、上場株式等の配当等の交付並びに特定目的会社の利益の配当、投資法人の配当等、特定目的信託の剰余金の配当及び特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける場合についても、この制度と同様の措置が講じられています（措法9の3の2、9の6～9の6の4）。

（注） この制度の創設に合わせ、所得税額の控除制度（法68）の対象となる所得税の額から分配時調整外国税相当額が除外されています。

### ○ 未収の収益の分配に対する分配時調整外国税相当額の控除（基通16-3の2-1 新設）

法人が各事業年度終了の日までに支払を受けていない集団投資信託の収益の分配を当該事業年度の確定した決算において収益として計上し、当該収益の分配（当該事業年度終了の日までにその利払期の到来しているもの及びその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。）に係る分配時調整外国税相当額を当該事業年度の法人税の額から控除した場合には、その控除を認めることを明らかにしています。

### ○ 証券投資信託の収益の分配の計算期間（基通16-3の2-2 新設）

証券投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の控除額の計算に当たっての収益の分配の計算期間の取扱いについては、所得税額の控除制度の取扱いの例によることを明らかにしています。

○ 分配時調整外国税相当額のうち控除されない金額が生じた場合の取扱い（基通16-3の2-3 新設）

本制度による税額控除の適用を受ける分配時調整外国税相当額の損金不算入の規定（法41の2）の適用に関して、分配時調整外国税相当額のうちその元本に係る所有期間の按分計算等により法人税の額から控除されない金額が生じた場合におけるその控除されない金額についても、損金の額に算入されないことを留意的に明らかにしています。

○ 分配時調整外国税相当額の控除の適用を受けない場合の取扱い（基通16-3の2-4 新設）

本制度による税額控除の規定（法69の2）の適用を受けない分配時調整外国税相当額については、損金不算入の規定（法41の2）の適用はないことを留意的に明らかにしています。

○ 上場株式等の配当等に係る分配時調整外国税相当額の控除の取扱い（基通16-3の2-5等 新設）

法人が交付又は支払を受ける上場株式等の配当等（措法9の3の2）並びに特定目的会社の利益の配当（措法9の6）、投資法人の投資口の配当等（措法9の6の2）、特定目的信託の受益権の剰余金の配当（措法9の6の3）及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当（措法9の6の4）の各配当等について、本制度による税額控除の対象となる金額を留意的に明らかにするとともに、本制度による税額控除に係る取扱い（第16章第3節の2）の適用に当たっても同様とすることを明らかにしています。

(注) 併せて、上記の各配当等について、本制度による税額控除の適用を受ける場合に所得税額の控除制度（法68）の対象となる金額を留意的に明らかにするとともに、同制度に係る取扱い（16-2-2、16-2-3及び16-2-8）の適用に当たっても同様とすることを明らかにしています。

## 第2 租税特別措置法通達関係

### 過大支払利子税制関係（改正）

令和元年度税制改正において、対象となる純支払利子等の額の範囲が見直され、関連者等に対する支払利子等のほか、第三者への支払利子等で我が国で課税されないものが本制度の対象に追加されました。また、本制度による損金算入限度額の計算の基礎となる調整所得金額から国内外の受取配当等の益金不算入額を除外するとともに、調整所得金額に乗じる「基準値」を50%から20%に引き下げる等の改正が行われました。

○ 法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないもの（措通66の5の2-12 新設）

金融商品取引業者等が、募集社債の総額の引受けを行う契約又はこれに準ずる外国の法令に基づくものを締結し、社債を取得する場合において、当該社債が発行された日に当該社債を取得した者が当該金融商品取引業者等又は当該金融商品取引業者等から当該社債の販売を目的として取得した他の金融商品取引業者等のみであっても、複数の者が、その発行された日までに当該金融商品取引業者等又は当該他の金融商品取引業者等に対して当該社債の買付けの申込みをしており、かつ、当該複数の者が当該申込みの際に定められた払込期日までに当該社債に係る払込みをしているときには、当該社債は措置法第66条の5の2第2項第3号ニに規定する「その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるもの」には該当しないことを明らかにしています。

○ その他

上記のほか、既存の取扱いについて、所要の見直しを行った上で、取扱いの構成を改正後の条文構成に合わせて廃止・新設しています。